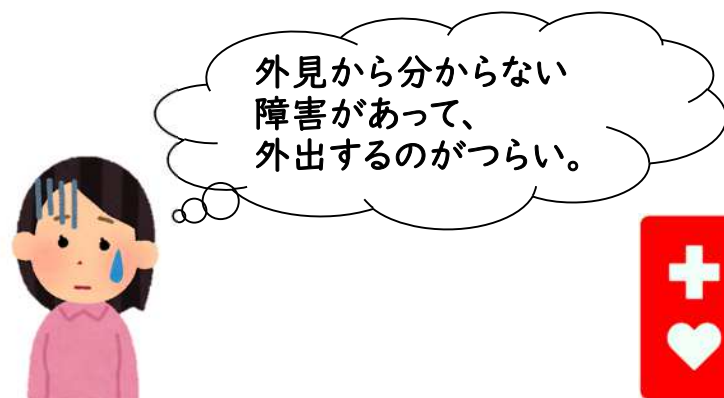


ヘルプマークの導入と普及啓発

ヘルプマークとは？

外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方が周囲の人にそのことを知らせることで、援助を得やすくするマーク



交付対象者

援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい方

例：義足・人工関節を使用している方、内部障害のある方、難病の方、知的障害・精神障害・発達障害のある方、妊娠初期の方、認知症の方 等

交付窓口

県障害福祉課、各保健福祉事務所、県難病相談支援センター、市町、
JR佐賀駅・JR鳥栖駅・JR新鳥栖駅・JR唐津駅・JR武雄温泉駅・JR嬉野温泉駅・JR肥前鹿島駅